

共有すべき事例

2013年9月 事例 1

〔内服薬調剤〕 数量間違いに関する事例

(事例番号：000000033272)

事例

【事例の内容】

FAX送信されてきた処方せん。
日数を他の薬同様に、28日分と思って調剤してしまった。
本当は14日分だった。
投薬後、薬歴を整理していた際に、調剤過誤を発見した。
患者（母親）に連絡して交換した。

【背景・要因】

FAXの印字がはっきりしなかった。
確認不足。

【薬局が考えた改善策】

印字が不明瞭の場合、特に元の処方せんをよく確認する。

その他の情報

【関連医薬品】

メチコバル錠500μg、ユベラNカプセル100mg

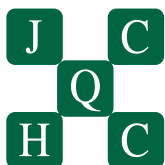
事例のポイント

- FAXにて調剤を開始することがあるが、印字が不明瞭で少しでも不安を感じる場合は、面倒がらずに特に元の処方せんをよく確認する必要がある。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「公開データ検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

共有すべき事例

2013年9月 事例2

〔外用薬調剤〕 処方せん監査間違いに関する事例

(事例番号：000000033282)

事例

【事例の内容】

ロキソニンテープ100mgをお渡し。27日後に来局時、「ロキソニンはアレルギー経験があるので使わなかった」と患者より申告され発覚。薬物アレルギーについては薬歴に記載していたが、テープまで注意が及ばず、そのままお渡ししてしまった。

【背景・要因】

薬物アレルギーのレセコン登録をしていたが、飲み薬のみの登録だったため、引っかけなかった。

【薬局が考えた改善策】

レセコンにロキソニンテープ・ゲルも禁忌に登録した。
薬物アレルギーの患者は処方変更に特に注意すること。

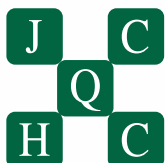
事例のポイント

- 薬物アレルギーは生命の危険につながることもあるので、同一商品名における他剤形の有無の確認には特に注意を払う必要がある。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「公開データ検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/>

共有すべき事例

2013年9月 事例3

〔内服薬調剤〕 規格・剤形間違いに関する事例

(事例番号：000000033430)

事例

【事例の内容】

対象：血液内科を1週間ごとに受診されている患者様
ネオーラル25mgカプセルを調剤するところを、ネオーラル10mgカプセルで調剤。
鑑査でも気付かず、そのまま患者様に交付してしまった。
1週間後の再来局時に患者本人の申し出により発覚。
ネオーラルとして1日量150mgで服用するところが120mgでの服用となっていた。
医師に状況を報告。検査値、血中濃度に大きな変化はなかったため、そのまま様子を見ることとなった。
今回のミスによる体調の悪化はなかった。

【背景・要因】

未記載

【薬局が考えた改善策】

繁忙時でもひとつずつ確認して鑑査を行うことを徹底する。

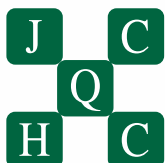
事例のポイント

- 調剤時の確認及び鑑査もすり抜けてしまった事例である。
- 用量が下回ると有効性不発揮となり治療（有効性）に大きな影響を及ぼす。調剤、鑑査、交付の際のチェック体制を再確認する必要がある。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「公開データ検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>